

# 筥松ミニバスケットボールクラブ規約

筥松ミニバスケットボールクラブ

令和7年4月1日

## 第1条（名称）

本クラブは、『筥松ミニバスケットボールクラブ』（以下本クラブとする）と称し、福岡市東区筥松校区公民館サークルに属する。

## 第2条（目的）

本クラブは小学1～6年生の児童を対象とし、ミニバスケットボールの『友情・微笑み・フェアプレーの精神』に則り、バスケットボールを通じて「健全な心身」「自立心」「仲間との助け合い精神」を育成することを目的とする。

## 第3条（活動方針）

- ① 健全なるバスケットボールの指導。
- ② 各種大会（地方カップ戦）への参加。
- ③ 他チームとの練習試合、及び合同練習の企画・実施。
- ④ レクリエーション（親睦行事・筥松校区行事など）。
- ⑤ ボランティア等の活動（学校清掃など）。
- ⑥ その他、本クラブの目的達成のための諸活動。

## 第4条（入部資格）

本クラブは福岡市東区筥松校区の児童（1～6年生）を基本対象とし、次の要件を承諾遵守する事で入部できる。校区外の児童についても入部資格はあるが、役員会検討後、本規約を承諾し、保護者の送り迎えができることが条件とする。

- ① 小学校に通学し、心身ともに健康であること。
- ② 保護者の同意が得られ、本クラブ活動への協力が可能であること。
- ③ 本人及び保護者が、本クラブの定める諸規定を遵守できること。
- ④ 本人及び保護者が、本クラブの趣向に賛同できること。
- ⑤ 練習・試合は積極的に参加すること（冠婚葬祭は除く）。
- ⑥ 体験入部に参加し、バスケの楽しさに賛同できること（※体験入部期間は、保護者同伴で参加する）。

## 第5条（休部・退部）

部員は、次の事由により休部および退部する事ができる。但し、脱退した部員ならびに保護者は即部費を全て放棄するものとして還付しない。休部及び退部をする際は、指導者及び保護者役員に前月までにその旨を申し出なければならない。

問題・事件などの不祥事を起こした部員に対して、コーチおよび役員は、役員会で決定後、退部を申し入れることが出来る。退部を申し入れられた部員及び保護者は、すみやかに承諾し退部しなければならない。

- ① 休部及び退部の届出があった場合。
- ② 連絡なく本クラブを長期間休んだとき。
- ③ チーム内の和を著しく乱したとき。
- ④ 部費を3ヶ月以上滞納したとき。

#### 第6条(加入保険の義務)

本クラブ部員(保護者を除く)は、全員スポーツ障害保険に加入するものとする。

保険料は、各人の負担とする(1年毎に更新)。

#### 第7条(練習日及び練習場所)

練習日：火曜日・金曜日(女子と合同)・土曜日・日曜・祝日

練習場所：福岡市立筥松小学校体育館

(合同練習など、外部体育館に行く場合もある)

#### 第8条(組織及び役割)

本クラブの役員及び指導者、又その役割については次の通りとする。

- ① 責任者(1名) 本クラブの責任者とし、本会を総理する。
- ② 役員(若干名) 責任者の補佐し、その職務を遂行する。
- ③ ヘッドコーチ(1名) 部員指揮、技術指導にあたる。
- ④ アシスタントコーチ(若干名) コーチの補佐、指導にあたる。
- ⑤ 審判(若干名) ※コーチが兼任することもできる。
- ⑥ コンプライアンス担当(1名) 役員・コーチ・部員・会員の暴言・暴力・パワーハラ撲滅活動を行う。
- ⑦ 会計(1名) 金銭出納の管理をおこなう。
- ⑧ 保険(1名) スポーツ障害保険の手続きをおこなう。

本クラブは、筥松校区の公民館クラブ活動であり、その運営にあたっては部員の保護者及び地域の成人が、練習場所の確保・技術の向上・子どもたちの安全のために協力し、運営していくものとする。技術指導者に関しては、コーチ資格(E級以上)を取得し、コーチ(指導者)が認めたものが対応する。

#### 第9条(構成並びに活動)

保護者会は、部員の保護者全員によって構成され、保護者会会員(以下「会員」という)となり本クラブの目的達成のために次の活動を行う。

- ① 本クラブ目的達成のための育成協力。
- ② 本クラブが参加する交流活動、大会参加への協力。
- ③ 部員の親睦のための活動及び協力。
- ④ その他、本クラブ育成に必要な事項。

#### 第10条(総会の設立)

保護者総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、会員が当日やむを得ない事由により出席できないときは、委任状をもってこれにかえることができる。

## 第11条（開催時期）

保護者総会は、通常総会と臨時総会とする。通常総会は、毎年3月または4月に責任者が招集し出席者の過半数の同意を得て決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。総会の議長は、責任者がこれにあたる。

次の場合は、臨時保護者総会を開催することができる。

- ① 役員会が必要と認めたとき。
- ② 会員の二分の一以上が要求した場合。
- ③ コーチの要求に対し責任者が容認した場合。

## 第12条（決議事項）

- ① 役員の選任及び辞任に関する事項。
- ② 規約の変更又は、改定に関する事項。
- ③ 前年度活動報告ならびに決算に関する事項。
- ④ 保護者総会以降は、本クラブの目的達成のため、クラブ運営などに関わるすべての諸問題に対する決議権を役員会に一任する事項。

## 第13条（役員会の性格）

役員会は、本クラブならびに保護者会員を代表し、規約を厳守して本クラブを統括しなければならない。

## 第14条（役員の任期）

役員の任期は、毎年3月または4月に行われる保護者総会終了を基点に、次年度任期開始・本年度任期終了とする。新責任者は前年の役員の推薦などにより選任し保護者総会で決定する。ただし、再任は妨げない。また、役員に欠員が生じた場合は、役員会において推薦し、それを補充することができる。ただし、その任期は年度末の保護者総会までとする。

※新旧役員の引継ぎ期間は、別途設けること。

## 第15条（会計年度）

本クラブの会計年度は、役員の任期と同様とする。

## 第16条（運営費）

本クラブの運営費は部費(ユニフォーム積立含む)及びレクリエーション費をもって充てる。

その他、助成金などの臨時収入があった場合、これに加える。

## 第17条（コーチの資格）

J B A E級ライセンス以上の資格をもち、部員の健康や心身の安全に留意し、競技や必要に応じた生活場面での指導ができる成人を対象とする。

## 第18条（コーチの役割）

部員の健康や心身の安全に最善の注意をはらい、競技指導及び部員指揮を行うこととする。

## 第19条（コーチへの意見・要望）

保護者会員のコーチに対する意見・要望は直接コーチに言わないこととする。

意見・要望がある場合は、役員を通じてとりまとめを行い、保護者会員の総意として代表よりコーチへ報告することとする。

#### 第 20 条(保護者会員への意見・要望)

コーチの保護者会員へ対する意見・要望がある場合は、役員を通じてとりまとめを行い、直ちに臨時保護者会を開き、双方の話し合いにより解決することとする。

#### 第 21 条 (警報・注意報)

活動拠点に注意報や警報が発令された場合は、以下のように対処するものとする。

##### 【注意報】

活動拠点に注意報が発令された場合、活動をするかの可否は、コーチへ相談後、役員が行うものとする。

##### 【警報】

活動拠点に警報が発令された場合は、原則として活動を中止とする。

大会開催期間中については、主催者側の決定事項に従うものとする。

ただし、主催者側の決定事項に賛同できない場合は、チームが判断するものとする。

例：大会続行→安全を考慮し、不参加

#### 第 22 条 (個人情報)

加入登録時、所定の申込用紙に記載された個人情報は、本クラブ活動に必要な範囲に限り、利用できるものとする。本クラブ活動中に記録された写真・映像・音声に関する一切の権限は本クラブに帰属するものとする。これは、インターネット(ブログ・ホームページなど)や、その他 SNS などの媒体・資料などに使用されることがある(ただし、特別な理由がある場合は、事前に役員へその旨伝えなければならない)。

#### 第 23 条 (ユニフォーム・リバーシブル・チーム T シャツなど)

ユニフォームについてはチーム管理とし、使用後は各自すみやかに洗濯後、次回使用まで部員管理とする。練習着・バスケットシューズなどは、個人負担で加入登録時までに各自準備しておくこととする。

リバーシブル・チーム T シャツなどについては、個人負担で基本は全員購入とする。  
(購入について強制はしない)

#### 第 24 条 (傷害事故)

本クラブの練習活動行事などで発生した傷害事故について、本クラブ及び本クラブ指導者に責務はなく、各人で加入の保険金以外の補償はないものとする。本クラブの練習試合及び行事などにおける車両での送迎に際し、万が一交通事故が発生し、部員もしくは付き添いの家族に被害が及んだ場合や、部員の家族が車両を運転した場合であっても、運転手及び指導者に対し、一切の補償要求をしない。

事故に関する一切の責任は、保護者が負うものとする。なお、障害時における出費は、保険金取分以外は全て自己負担とする。

## 第25条（クラブ移籍）

移籍に関してJBAおよびFBAの規則に基本従う。

他のクラブへの移籍は、部員(選手)の意思を持って自由とする。移籍する場合は役員に相談すること。移籍先が決定後、責任者の署名捺印をすることとする。移籍によって不利益を被ることがあっても当クラブには一切の責任を負いかねる。

## 《細則》

### 会費

① 部費は、3,000円/月とする。

(部費2,850円 ユニフォーム積立150円)＊月初めに徴収する

(ただし、部員・元部員の妹に関しては、1,000円/月徴収。女子バスケ所属の女兒は、500円/月徴収。※公式戦参加不可のため)。

② レクリエーション費(相称500円貯金)は、500円/月とする。＊月初めに徴収する

③ JBA登録料4年生以上1200円/年については、4月または、入部時に徴収する。

④ 納入された入会金は、原則返金しない。ただし、事情によっては役員会に諮り、特例を認める。

保険入会時及び、年度当初に(財)スポーツ協会によるスポーツ障害保険(本人、年額両者共各800円)に加入すること。保護者が指導者になる場合は、本人の意思で自身の保険に加入するかどうか決めることができる(強制加入はないため、自己責任とする)。

### 事故及び障害

- ① 指導者は部員の安全において、十分な注意をはらうが、事業実施中に発生した事故及び、障害についての補償については、本クラブで一切の責任を負うことはできない。入部時に加入した、スポーツ障害保険の適用範囲で対処することとする。
- ② 交流試合などで引率した引率者及び、自動車で移動の場合の運転手に対して、万が一事故が発生しても、一切の責任を負うことはできない。このことは、入部届けが提出された時点での了承されたものとする。

### その他

- ① 試合や遠征など、帰宅時間が遅くなる場合は、所定の場所まで迎えにくること。集合前及び、解散後の安全に関しては、保護者の責任とする。
- ② 原則、公式戦・カップ戦・練習試合については、数名の保護者が付き添うこと。
- ③ 練習の当番、試合・練習試合での遠征の付き添いは、保護者全員が順番に行うこととし、特別な理由がない限り、協力しなければいけない。
- ④ 高速道路を使用が認められた場合は、都度費用の回収を実施し、車出し担当へ支払うこととする。また、駐車場の費用についても、車出し担当者のみ費用を部費より支払うこととする。
- ⑤ 練習を休むときは、必ず練習当番に事前に連絡すること。  
(出来る限り部員からコーチへ連絡する)

- ※1. カップ戦などで販売される大会Tシャツやパンツについては、原則任意での購入となります。大会運営上の都合によりコーチからの要望があった場合、できる限りの購入をお願いします。
- ※2. 日暮れが早い冬場は、子供達の安全を第一に考え、子供達各々が4年生以上の自転車などの移動は控え、可能な限り保護者がお迎えをお願いします。

#### 《附則》

1. この規約は、平成31年4月1日施行する。

令和 2年4月1日 改定  
令和 3年4月1日 改定  
令和 4年4月1日 改定  
令和 5年4月1日 改定  
令和 6年4月1日 改定  
令和 7年4月1日 改定